

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

一時保護業務 1

一時保護の目的、機能、役割、あり方について確認し、一時保護業務全般の概要・性格をつかむことを目的とします。

目次

1. 一時保護の目的	2
2. 一時保護の性格	3
3. 緊急保護の在り方	6
4. アセスメントのための一時保護の在り方	7
5. 一時保護業務に従事するにあたっての基本認識	9
6. 一時保護中の子どもへの主な支援の種類	11
7. 業務上関係し得る児童福祉施設	16
8. 委託一時保護	20

一時保護の目的

一時保護の目的

- 一時保護は、子ども（原則18歳未満）の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために実施します。

一時保護の決定権者

- 一時保護は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づき、**児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長**（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合に実施することができます。

一時保護の実施場所

- 一時保護は、**都道府県等が設置する一時保護施設**（以下「一時保護所」という。）で行われます。
- また一時保護は、**児童福祉施設、里親、福祉事務所、警察署、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者**（機関、法人、私人）に委託して実施する場合があります。これを「委託一時保護」といいます。

一時保護の実施期間

- 一時保護は**2か月を超えない範囲で実施されます（児福法33条3項）**。
- 児童相談所長又は都道府県知事が必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。
- 但し、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、引き続き一時保護をおこなった後2月を超えて再び一時保護を行おうとするときは、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければなりません（児福法33条5項）

一時保護の判断の際の留意点

- 一時保護の判断は、**子どもの最善の利益を最優先に考慮します**。
- また、一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断によって実施できます。

一時保護の性格（1）

- 一時保護は、子どもにとって自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する期間です

一時保護の在り方

- 一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による**子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うもの**であり、その期間中に、生活場面で子どもと関り寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となります。
- また、**子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間**であり、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるように支援を行うことが必要です。そして**子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくないことに留意**します。
- 一時保護に際しては、**一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮した、子どもに安心感をもたらすような共感的対応を基本とする個別化された丁寧なケアが必要**となります。
- なお、支援に当たっては**常に子どもの権利擁護に留意**し、身体的・精神的苦痛を与える行為は許されないことに十分に留意することも重要です。

一時保護の性格（２）

- 一時保護の強行性は、短期間であり、かつ、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るものであることにより認められています。

一時保護の強行性

- 一時保護実施に当たっては常に子どもの意見を尊重することが求められますが、実施する措置に対して子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくありません。その際には子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもが納得できるよう、尽力する必要があります。
- 一方で、子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得ずとも一時保護を行います。子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者の同意が求められない場合も同様です。子どもが一時保護に反対をしていても、子どもの安全確保、子どもの福祉のために必要と思われる場合も同様です。
- 特に、児童虐待対応においては、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があるため、躊躇なく一時保護を行うべきとされています。
- なお、この強行性は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであることから認められていることに留意が必要です。

一時保護と子どもの意見

- 一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、**子どもの意見を聞くことが重要です。**
- しかし、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられるため、**一時保護に関してはその決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべきです。**
- なお、**一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもありますが、子どもの意見を聴いて対応したからといってその結果を子どもに転嫁するようなことがあってはなりません。**

一時保護の性格（3）

- 一時保護の機能は「緊急保護」と「アセスメント」であり、その法的性格は行政処分になります。

一時保護の機能

- 一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントです。両者は時期的に並行することもあります。
- このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導があります。

一時保護の法的性格

- 一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法第2条に基づき不服申立てを行うことが可能です。
- また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければなりません。

緊急保護の在り方

- 緊急保護は子どもの安全確保が緊急に必要な時に行われます。
- 緊急保護の期間は権利擁護の観点から、子どもの安全確保に必要な最小限の期間としなければなりません。

緊急保護を行う必要がある場合

1. 棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者又は宿所がない場合
2. 虐待等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む）
3. 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
4. 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子どもである場合
5. 少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

緊急保護を行う際の留意点

- 子どもの安全を確保するために閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限の期間とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討しましょう。
- また、子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討したうえで児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明します。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行います。

アセスメントのための一時保護の在り方

- アセスメント保護は具体的な援助指針を定めること等を目的に行います。

アセスメント保護を行う必要がある場合

1. 適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
2. 既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合

アセスメント保護の留意点

- アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要です。
- アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は並行して行われるものと、緊急ほどではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられます。
- なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定されます。
- また、アセスメント保護は計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましいとされています。

アセスメントにおける一時保護所の役割

- 児童相談所において、子どもの援助指針を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行います。
- 一時保護所においては、援助指針を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうしたアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行います。
- また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合がありますが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられます。一時保護所においては、こうした行動にある背景などについてアセスメントを行い、援助指針へ反映し、その後の支援に繋げていくことが重要な役割になります。

(参考) アセスメント/診断/判定

「アセスメント」とは？

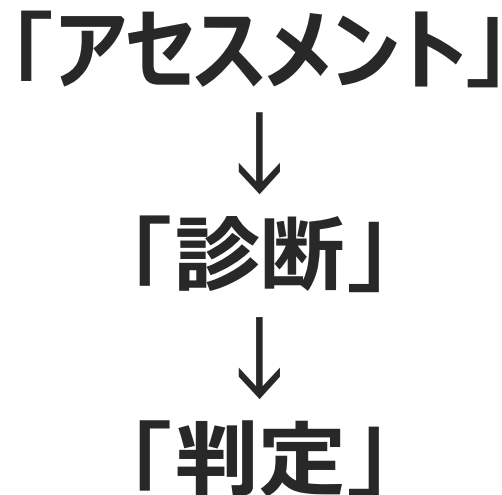
- 子どもの心身の発達、健康状態、基本的な生活習慣、日常生活の状況・環境、日々の言動など、その子どもの実態に係る情報を収集・分析・統合すること。
- アセスメントをもとに「診断」が導き出される。

「診断」とは？

社会診断	児童福祉司、相談員等によって行われるもの。調査により子どもや保護者等のおかれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。
心理診断	児童心理司によって行われるもの。面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う。
医学診断	医師（精神科医、小児科医等）が行う。問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行う。
行動診断	一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる。基本的な生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行う。
その他の診断	理学療法士、言語聴覚士等によって行われる。

「判定」とは？

- 判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、各種の診断をもとに、各種診断担当者等の協議により行う総合診断のこと。
- 判定は、児童福祉司、相談員等による社会診断、医師による医学診断、児童心理司等による心理診断、保育士、児童指導員等による行動診断、その他の診断を基礎として、原則として関係者の協議により行う。



一時保護業務に従事するにあたっての基本認識（１）

- 一時保護所では、子どもの最残の利益を考慮した保護や養育を行い、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。

業務の原則

- 一時保護所においては、**子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければなりません。**
- 家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意します。**このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫します。
- なお、**一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保することが望ましい**とされています。

一時保護業務に従事するにあたっての基本認識（２）

- 一時保護所では、子どもの最残の利益を考慮した保護や養育を行い、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。

一時保護所に入所する子どもについての基本認識

- 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意します。
- また、一時保護される子どもにとって必要なプライベートな空間と時間の確保、及び、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を行うことを目的に、施設の物理的な環境に照らして許容できる範囲で個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。
- 子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを見童心理司や心理療法担当職員と連携して実施することを検討します。

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

- 一時保護所では子ども一人一人にあった支援を行うとともに、学習支援やスポーツ等のレクリエーションプログラムへの参加、読書や音楽鑑賞の機会を設けるなどし、安定した生活を送れるように配慮します。

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

生活面のケア	子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身に付けられるように支援する。
レクリエーション	子どもの年齢、希望を考慮してスポーツ活動、室内遊戯等の遊びを企画・実施し、遊びを通じた活動的な気持ち、活動的な思考の獲得の支援を行うことで子ども個人の健康と幸福を高める手助けをします。
食事	入所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。
健康管理	子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため心身の変調をきたしやすいことから、健康管理に配慮する。例えばネグレクトのケースの場合栄養失調気味で年齢に応じた身長発達が見られない、う歯があるといった場合もあるため定期的な身体検査や口腔検査を行う。
教育・学習支援	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行い、子どもの就学機械の確保に努める。「わかる」という体験から徐々に自信と学習へのモチベーションを育む。

原則

- 生活面のケアは子どもの精神的・身体的状態、他の児童・児童集団との関係性、嗜好、文化・慣習に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行います。
- 子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣が身に着けられるように支援することが重要です。

幼児に対する保育

- 情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行います。

無断外出等の問題のある子どもに対して

- その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行います。

原則

- 入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バドミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮します。
- 可能であればレクリエーションの企画に子ども自身が参加する機会を設けます。
- 必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動を実施することも子どもの安定化等に有効です。
- なお、レクリエーション内容が身体的・認知的な負荷がかかりすぎる活動だった場合や、微細運動が要求されすぎる場合、学習性無力感を強めてしまうおそれがあるため注意します。
- 子どもの権利条約第31条において、子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術に参加する権利を持つとされていることからそうした機会を確保することが重要です。
- レクリエーション（遊び）は活動的な気持ち、活動的な思考、活動的な生活を与え、個人的な健康と幸福を高める手助けとなります。

食事（間食）・健康管理における基本的認識

食事に関する原則

- 一時保護所は子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮します。
- 衛生・栄養のバランスを確保し、子どもの嗜好も十分配慮し、予め一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供します。

食事に関する必要な配慮

- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行います。
- 食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮が必要です。
- 栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施します。

健康管理に関する原則

- 子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮します。
- 毎朝子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせます。また、応急の医薬品等を備えておきます。

教育・学習支援における基本的認識

原則

- 一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは授業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもがいます。そのため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要です。
- 学習を通じて「わかる」という体験をさせること、その体験を通じて少しずつ自信をつけさせ、少しずつ学習へのモチベーション・基礎学力を育むことも意識します。

在籍校との連携の検討

- 支援に当たっては、必要に応じて子どもの在籍校との連携も視野に、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習の展開を検討します。
- 中には、一時保護所から在籍校への登下校に付き添う登校支援の取組を行っている施設もあるようです（中野区、荒川区、豊島区、明石市等）。

「できるようになってきた」に気づかせる小さな工夫

- 例えば算数や数学であれば回答の正解・不正解ではなく、途中式を書こうと試みた・筆算を試みたといった試行錯誤の形跡、回答は間違えていてもプリントを全部埋めた努力の形跡、昨日よりも長く机に向かった事実をとらえて褒めることで、子ども自身にそのチャレンジと小さな前進の価値に気づいてもらい、モチベーションを刺激するといった工夫を試してみるのも一考です。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織(1)

種別	概要
児童養護施設	<p>児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。</p> <p>施設は全国に612か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p>
乳児院	<p>乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。</p> <p>児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。</p> <p>施設は全国に144か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p>
児童心理治療施設	<p>児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2.2年）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割を持ちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。</p> <p>施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p>
児童自立支援施設	<p>子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。</p> <p>施設は全国に58か所存在します（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p>
母子生活支援施設	<p>母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。</p> <p>施設は全国に221か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p>
自立援助ホーム	<p>自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。</p> <p>施設は全国に193か所存在しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p>
児童家庭支援センター	<p>児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への児童、その他の援助を総合的にを行います。</p> <p>施設は全国に139か所損壊しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p>

(参考) 厚生労働省「社会的養護の施設等について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照2023/1/11)

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（2）

種別	概要
里親	<p>里親制度は、児福法27条1項3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）、親族里親といった種類があります。</p> <p>養育里親のうち専門里親は、要保護児童のうち①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行等の問題を有する児童、③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を支援します。</p> <p>親族里親は要保護児童の内、①当該親族里親に扶養義務のある児童、②児童の両親その他当該児童を監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により養育が期待できない児童を支援します。</p>
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	<p>小規模住居型養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一貫として、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。</p>
福祉型障害児入所施設	<p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。</p> <p>施設は全国に260か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）</p>
医療型障害児入所施設	<p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立時各地に必要な知識技能の付与を行うとともに治療を行うことを目的とした施設です</p> <p>施設は全国に268か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）</p>
医療型児童発達支援センター	<p>上肢、下肢または体幹の機能の障害がある就学前の子供を対象とした通所訓練施設です。理学療法などの機能訓練や治療のほか、医学的管理のもとで日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。</p> <p>施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p>
児童発達支援センター	<p>地域の身体に小阿木のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。</p>
放課後等デイサービス	<p>学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提要などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児が対象です。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所視線を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援をおこないます。</p>

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（3）

種別	概要
<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の協議を行うことを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係、その他NPOやボランティア関係の方々が構成員となっています。</p> <p>※要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる</p> <p>※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。</p> <p>※特定妊婦：出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある</p>
<p>都道府県児童福祉審議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第8条に基づき都道府県、政令市に設置義務のある機関で、子どもや妊産婦らの福祉について調査、審議する、執行機関に設置される合議性の附属機関です。 役割 <ol style="list-style-type: none"> ① 芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを制作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児福8条9項） ② 都道府県が訓戒又は誓約書の提出（児福27条1項1号）、児童福祉司等による指導（同項2号）、児童福祉施設等への入所措置（同項3号。以上につき、同上3項又は28条により採るものは除く。）、肢体不自由児等の治療等の委託（児福27条2項）の措置を採る場合や、これらの措置の内訓戒又は誓約書の提出を除く措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、意見を述べること（児福8条6項） ③ 被措置児童等虐待に関して、通告や届出を受けること（児福33条の12第1項・3項・33条の15第1項） ④ 被措置児童等虐待に関して、都道府県知事からその講じた措置等に関して報告を受け、それに対する意見を述べること（児福33条の15第2項・3項） ⑤ 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置するに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福35条6項） ⑥ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対しその児童福祉施設の事業の停止を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福46条4項） ⑦ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対し、届出又は認可のない児童福祉施設の事業の停止等を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福59条5項） ⑧ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること（児福8条2項） ⑨ 都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申すること（児福8条4項） ⑩ 都道府県知事が親族里親の認定をする場合に、意見を述べること（児福法施行令29条） ⑪ 母子保健に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母子保健7条） ⑫ 母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母福7条） ⑬ 都道府県知事が母子福祉資金貸付金の貸付けを停止する等の措置を採るに当たり、都道府県知事に意見を述べること（母福施行例13条） 権限 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。「関係行政機関」については特に児福法上定義がないが、当該都道府県に限らず国や市町村、他の都道府県の行政機関をも含むものと解される。また、都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（4）

種別	概要
市町村児童福祉審議会	<ul style="list-style-type: none">市町村が設置する児童福祉審議会。その役割は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること、母子保健に関する事項、母子及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議し、市町村長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申することです。（児福法8条3項・4項、母子保健7条、母福7条・13条）市町村福祉審議会は、一般的に、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができます。「関係行政機関」については特に児福法上定義がありませんが、当該市町村に限らず、国や都道府県、他の市町村の行政機関をも含むものと解されます。また、市町村児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聞くことができます。

委託一時保護の手続

- 一時保護の委託は受理会議等で慎重に検討し決定します。
- 委託一時保護は、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行います。

委託先の例

児童福祉施設 / 里親 / 医療機関 / 警察署 / 児童委員 / 子どもが通っている保育所の保育士 / 学校（幼稚園、小学校等）の教員

委託一時保護の留意点

■ 乳幼児の場合

- 可能な場合は里親への委託を検討します
- 緊急保護のため委託先が即座に見つからない場合、よりきめ細やかな専門的アセスメントが必要な場合は施設への委託を検討します

■ 学齢以上の場合

- 専門的なケアの必要性の程度に応じて委託先を検討します。

委託一時保護手続きのフロー

具体的委託先の選定

- 委託先の環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分に勘案し、その子どもに最も適した委託先を選定します

委託期間の設定

- 一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認するとともに速やかに他の支援等を行います

保護者・委託先への通知

- 委託の期間等について保護者、委託先に通知します（委託一時保護を解除した場合も同様）
- また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載します。

委託先への子どもに係る情報提供

- 委託先には上記通知に加え、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行います。

委託一時保護の実施が適当と判断される理由の例

- 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- これまで育ててきた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保証することが必要な場合
- 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- その他特に必要があると認められる場合

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日